

佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定事業要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民憲章の理念である自然を大切にすまちづくり推進に寄与するため、名木・古木・樹林・草地等の保存選定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、名木・古木・樹林・草地等とは、佐倉市文化財保護条例（昭和 51 年佐倉市条例第 8 号）の指定を受けた文化財以外で、市の区域内に所在する樹木等であって、次条に規定する選定の基準に適合するものをいう。

(選定基準)

第 3 条 選定の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特に樹種等がまれなもの
- (2) 樹齢が推定 100 年以上のもの
- (3) 樹形等が格調高いもの又は保存価値のあるもの
- (4) 樹林等として保存価値のあるもの
- (5) 野草等の群生地で特に保存価値のあるもの
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

(申請)

第 4 条 第 2 条に規定する名木・古木・樹林・草地等として選定を受けようとする所有者又は管理者は、佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定申請書（別記様式第 1 号）により市長に申請するものとする。

2 所有者又は管理者以外の者が前項の規定により申請しようとする場合は、佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定申請書に所有又は権限に基づく占有者の同意書（別記様式第 2 号）を添付して市長に申請するものとする。

(選考委員)

第 5 条 名木・古木・樹林・草地等の選定を適正に実施するため、名木・古木・樹林・草地等保存選定選考委員（以下「選考委員」という。）を置く。

2 選考委員は、第 3 条の選定基準に基づき選考を行い、市長に選考報告書（別記様式第 3 号）を提出するものとする。

3 選考委員は、学識経験者 3 名をもって組織し、市長が委嘱する。

4 選考委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

5 選考委員が欠けた場合は、補欠選考委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

6 選考委員の報償は、予算の範囲内で別に定める。

(選定)

第 6 条 市長は、選考委員からの選考報告書に基づき選定をしたときは、佐倉市名木・古木・樹林・草地等選定書（別記様式第 4 号）を当該申請に係る所有者又は管理者に通知するものとする。

(変更)

第 7 条 前条の規定により選定を受けた所有者又は管理者は、名木・古木・樹林・草地等の変更をしようとする場合は、市長の承認を受けるため、佐倉市名木・古木・樹林・草地等変更承認申請書（別記様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、名木・古木・樹林・草地等変更届の提出があったときは、選考委員の意見に基づき、佐倉市名木・古木・樹林・草地等変更承認書（別記様式第 6 号）を当該申請に係る所有者又は管理者に通知するものとする。

(解除)

第 8 条 市長は、選定を受けた名木・古木・樹林・草地等が次の各号のいずれかに該当したときは、佐倉市名木・古木・樹林・草地等選定解除通知書（別記様式第 7 号）を所有者又は管理者に通知し、選定を解除するものとする。

- (1) 選定したものが消失したとき。
- (2) 選定したものが価値を失ったとき。
- (3) その他市長が解除を必要と認めたとき。

(所有者及び管理者の義務)

第 9 条 選定を受けた所有者及び管理者は、適正な保存管理をしなければならない。

(保存台帳)

第 10 条 市長は、選定を受けた名木・古木・樹林・草地等について佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存台帳（別記様式第 8 号）に記載するものとする。

(標識の設置)

第 11 条 市長は、名木・古木・樹林・草地等の選定をしたときは、これを表示する標識（別記様式第 9 号）を設置するものとする。

(報償金)

第 12 条 市長は、選定を受けた所有者又は管理者から佐倉市名木・古

木・樹林・草地等管理保存状況報告書（別記様式第10号）により報告を受けたときは、予算の範囲内で報償金を交付する。

2 報償金の額は別表のとおりとする。

3 報償金の交付は、所有者又は管理者が提出する口座振替依頼書（別記様式第11号）に基づき、銀行振込により行うものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、交付の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

（佐倉市民憲章推進協議会名木・古木・樹林・草地等保存選定要綱の廃止）

2 佐倉市民憲章推進協議会名木・古木・樹林・草地等保存選定要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和63年2月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年2月3日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成16年3月24日）から施行する。（15佐公第295号）

附 則

この要綱は、決裁の日（平成18年3月30日）から施行する。（17佐公第543号）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定事業補助金交付要綱の廃止）

2 佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定事業補助金交付要綱（平成18年4月1日施行17佐公第543号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる報償金について適用し、同日前に、廃止前の佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定事業補助金交付要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

別記

様式第 1 号

佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所

氏名

⑩

佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定事業要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記について佐倉市名木、古木、樹林、草地等に選定願いたく申請します。

記

- 1 区 分
- 2 名 称
- 3 樹 種
- 4 本数又は面積
- 5 所 在 地
- 6 地目及び地積 地目 地積 m²
- 7 所有者住所及び氏名
- 8 管理者住所及び氏名
- 9 形状及び特徴（写真等添付）
- 10 理由（伝来、伝説、由来等）

- 11 保存管理の状況

様式第2号

同意書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所

氏名 ⑩

私の所有する下記樹木・樹林・草地等を佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定に申請することに同意します。

記

- 1 区 分
- 2 名 称
- 3 樹 種
- 4 本数又は面積
- 5 所 在 地

選考報告書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

選考委員氏名 (印)

(印)

(印)

佐倉市名木・古木・樹林・草地等の選定に関し、下記のとおり選考したので報告します。

記

- 1 区分
- 2 名称
- 3 樹種
- 4 本数又は面積
- 5 所在地

6 所有者及び管理者の住所及び氏名	住所 所有者 氏名
	住所 管理者 氏名

樹種			
樹高	m	m	m
樹径	m	m	m
枝張り	m	m	m
推定樹齢	年	年	年
意見			

様式第4号

佐倉市名木・古木・樹林・草地等選定書

年 月 日

様

佐倉市長



佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定事業要綱第6条の規定により、下記について佐倉市名木・古木・樹林・草地等に選定します。

記

- 1 選定番号 佐倉市選定第 号
- 2 区 分
- 3 名 称
- 4 樹 種
- 5 本数又は面積
- 6 所在地

様式第 5 号

佐倉市名木・古木・樹林・草地等変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所

氏名 ④

佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定事業要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 選定番号 佐倉市選定第 号
- 2 区 分
- 3 名 称
- 4 変更内容

様式第6号

佐倉市名木・古木・樹林・草地等変更承認書

年 月 日

様

佐倉市長



佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定事業要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり佐倉市名木・古木・樹林・草地等変更を承認します。

記

- 1 選定番号 佐倉市選定第 号
- 2 区 分
- 3 名 称
- 4 樹 種
- 5 本数又は面積
- 6 所 在 地
- 7 変 更 の 内 容

様式第7号

佐倉市名木・古木・樹林・草地等選定解除通知書

年 月 日

様

佐倉市長



佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定事業要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり佐倉市名木・古木・樹林・草地等選定を解除します。

記

- | | | | |
|---|-------|--------|---|
| 1 | 選定番号 | 佐倉市選定第 | 号 |
| 2 | 区分 | | |
| 3 | 名称 | | |
| 4 | 樹種 | | |
| 5 | 解除の理由 | | |

様式第 8 号

佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存台帳

選定番号	佐倉市選定第 号
選定年月日	年 月 日

区 分	名木・古木・樹林・草地		
名 称			
樹 種		本数又は 面 積	

1 所在地

2 地 目

3 所有者及び管理者の住所及び氏名

所有者	住所 氏名
管理者	住所 氏名

4 選定理由

5 附属図及び写真（別添）

6 管理保存状況

年 月 日	摘 要

様式第 9 号

保 存 樹		
	佐倉市選定第	号
	年 月	日
区分		
名称		
樹種		
所在地		
樹齡		
伝来等		
管理責任者		
		佐倉市

様式第10号

佐倉市名木・古木・樹林・草地等 管理保存状況報告書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

所有者又は管理者 住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり佐倉市名木・古木・樹林・草地等の管理及び保存状況を報告します。

1 選定番号及び名称

選定番号	名称

2 管理報告書

作業内容	年間作業実績数 (回)	備考
除草・清掃		
草刈り (機械)		
整枝剪定		
害虫防除		
施肥		
水やり		
その他 (内容を記載)		

3 保存状況 ((1) , (2) のいずれかに○)

(1) 良好

(2) 枯損・病害等 (概要 :)

様式第 1 1 号

口座振替依頼書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

所有者又は管理者 住 所
氏 名 ⑩

選定番号及び名称

選定番号	名称

金 _____ 円也

上記の平成 _____ 年度佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定事業報償金を、
下記名義の口座に振替されるよう依頼します。

記

金融機関名	
支店名	
預金種別	1. 普通 2. 当座 (1, 2 のいずれかに○)
口座番号	
口座名	フリガナ

※通帳を見て正確に記入し、口座名には必ずフリガナを振って下さい。

別表

佐倉市名木・古木・樹林・草地等保存選定事業報償金基準

区 分		金 額	摘 要
名木 古木	1本につき	年額 3,000円 以内	
樹林 草地	1平方メートル当たり	年額 3円以内	一区画当たりの限度額は、最低を当該年度に決定された名木・古木1本に対する報償金の額、最高を30,000円以内とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

年度途中で選定の場合は、翌年度からの交付とし、解除の場合は、上記の規定により算出した額にその年度内において選定されている月数（解除日の属する月の前の月まで。）を乗じ、12で除して得た額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

樹林・草地等の一部を年度途中で解除した場合は、次の(1)、(2)を合算して得た額に上記摘要を適用した額とする。

(1) 指定を継続している部分は、当該年度に決定された年額で算出

(2) 指定の解除をした部分は、当該年度に決定された年額で算出した上で、その年度内において選定されている月数（解除日の属する月の前の月まで。）を乗じ、12で除して得た額を算出